

(資料提供)
平成27年1月22日
県民文化局文化振興課
担当：東、越坂
直通：076-225-1371 内線：3845

「石川県文化振興条例（仮称）の概要案」に関する意見募集 （パブリックコメント）について

1 意見募集の趣旨

石川県では、本県の豊かな文化にさらに磨きをかけ、後世に確実に継承、発展させていくための文化振興施策の拠り所として、「石川県文化振興条例（仮称）」を制定することとしております。

今般、有識者等による意見を参考にしながら、条例案をとりまとめたところでありますが、広く県民の皆様からもご意見をいただき、制定の参考にさせていただきたいと考えております。

2 意見募集の概要

(1) 募集期間

平成27年1月23日（金）～平成27年2月5日（木）
（郵送の場合は、最終日の消印有効）

(2) 募集内容

「石川県文化振興条例（仮称）の概要案」に関する意見

(3) 資料

・「石川県文化振興条例（仮称）の概要案」

< 閲覧・入手方法 >

① 県ホームページからダウンロード

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/jourei/pubcom.html>

② 以下の各機関において閲覧・配布

本 庁：県民文化局文化振興課、行政情報サービスセンター

出先機関：小松県税事務所、中能登総合事務所、奥能登総合事務所

(4) 意見の提出方法

「意見書」様式（配布資料に添付）にて、住所、氏名、意見等を記入の上、

① 郵送、② ファクシミリ、③ 電子メールのいずれかの方法で提出。

3 意見の提出先、問い合わせ先

石川県県民文化局文化振興課 文化企画グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL：076-225-1371 FAX：076-225-1374

電子メール：e130700a@pref.ishikawa.lg.jp